

インフルエンザ予防接種費用補助について

当組合では、(一社)東京都総合組合保健施設振興協会(略称:東振協)と契約している医療機関で接種期間内に接種した場合に限り補助を行います。

全国に約3,500カ所の契約医療機関がありますので、ぜひご利用ください。

- 【対象者】 被保険者および被扶養者(※接種日当日に資格のある方)
- 【補助金額】 1人につき、年度内1回1,500円の補助を行います。接種料金から1,500円を引いた金額を窓口でお支払ください。
- 【申込期間】 令和6年9月から
- 【接種期間】 令和6年10月～7年2月
- 【実施方法】 ①院内予防接種……東振協の契約医療機関で実施
②集合予防接種……東振協が都内および近隣に会場を設置し実施
③出張予防接種……事業所に医療スタッフを派遣して実施

【申し込みから受診までの手順】

1. 院内予防接種・集合予防接種

- ① 利用者は東振協契約医療機関に電話で予約をしてください。
医療機関は、東振協ホームページ <https://www.toshinkyu.or.jp/influenza.html> をご覧ください。
- ② 東振協ホームページから画面の手順にしたがって必要事項を入力のうち利用券(院内・集合予防接種用)を作成しプリントアウトするか、大線健保たより10月号に綴じ込んであるインフルエンザ予防接種利用券(院内・集合予防接種用)をコピーして必要事項を記入のうち使用してください。
- ③ 接種日当日、受付窓口「利用券」および「健康保険被保険者証」、「マイナ保険証」または「資格確認書」を提示してください。
- ④ 予防接種後、組合負担金1,500円を差し引いた金額を医療機関の窓口でお支払いください。

2. 出張予防接種

- ① 利用者(事業所)は、出張予防接種実施医療機関(医療機関名簿に表示)に対し、インフルエンザ予防接種利用申込書(出張予防接種用)および申込者名簿に必要事項を記入し、郵送またはFAXにより予約申し込みを行ってください。
※事業所の所在地が遠隔の場合や予防接種人数により、出張予防接種ができないこともありますので、必ず医療機関にご確認ください。
インフルエンザ予防接種利用申込書、申込者名簿は東振協のホームページからダウンロードするか、大線健保たより10月号の綴じ込みをコピーして使用してください。
- ② 予防接種後、組合負担金1,500円を差し引いた金額をお支払いください。(※支払い方法は予約の際に確認してください)